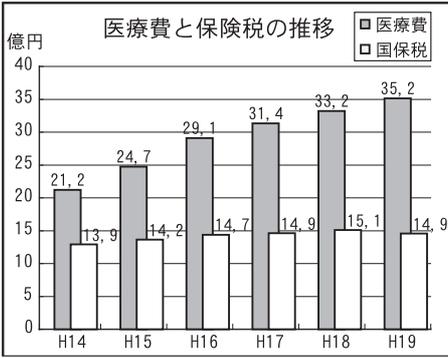


国保税の 算定方式が変わります

これまで、国保税は「医療分」と「介護分」を課税していましたが、平成20年度から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まり、現役世代の保険料からこの制度への支援として、新たに「後期高齢者支援金分」を加算して課税させていただきます。また、現在、40歳から65歳未満の人に課税されています「介護分」につきましても、税率などが見直しが行われます。

▼急増する医療費

幸手市の国保税は7年間据え置かれてきましたが、その間に国保税で賄うべき医療費への費用は過去5年間で、1.5倍に増えていきます。



▼限度額・税率などの改正について

地方税法などの改正に伴い、限度額や税率などを改正しました。(下表参照)

▼国保税の年金からの天引き(特別徴収)について
次の要件のすべてに該当

このような厳しい国保財政を改善し、安定的に医療や介護サービスを提供できるようにするため、平成20年度から国保税を改定させていただきます。

※医療費には、療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費そして審査支払手数料が含まれます。

【医療分(年額)】

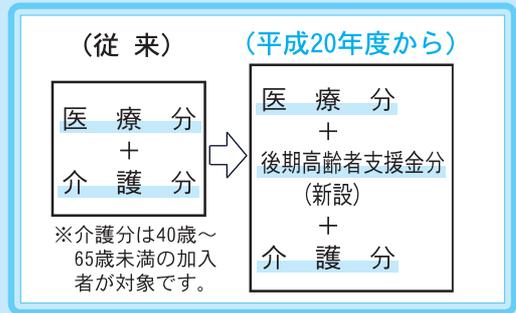
	改正前	改正後
所得割額	8.10%	変更なし
均等割額	17,000円	
資産割額	35%	
平等割額	18,000円	
限度額(上限額)	52万円	

【後期高齢者支援金分(年額)】新規

	新規
所得割額	1.80%
均等割額	9,900円
限度額(上限額)	12万円

【介護納付金分(年額)】

	改正前	改正後
所得割額	1%	変更なし
均等割額	5,400円	8,400円
限度額(上限額)	7万円	9万円



する人を対象に、平成20年10月に支給される世帯主の人の年金から国保税を天引き(特別徴収)させていただきます。

- ① 世帯主が国保の加入者であること
- ② 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③ 世帯主の年金が年額18万円以上であること
- ④ 国保税と介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

▼長寿医療制度創設に伴う軽減措置

- 国保加入者が長寿医療制度に移行することで、国保加入世帯の負担が大きく変わることはないよう次の緩和措置が設けられます。
- ① 低所得世帯への措置 ↓ 軽減判定に長寿医療制度の人も含めて判定(5年間)
 - ② 国保加入者が1人となった世帯への措置 ↓ 平等割額を半額(5年間)
 - ③ 被扶養者であった人への措置 ↓ 被用者保険から長寿医療制度に移行された人に扶養されていた65歳以上の人が国保に加入した場合の措置(2年間)
 - ④ 公的年金等控除額が引き下げられたことに伴う国保税の激変緩和措置の終了について
- 地方税法の改正により、公的年金等控除額が引き下げられたことに伴って影響を受ける人への国保税増額の激変緩和のため、18年度および19年度に実施されていた経過措置(19年度は年金所得から7万円の特別控除)は20年度からなくなりました。このため、年金収入153万円を超える昭和15年1月1日以前に生まれた国保加入者がいる世帯については、19年度に比べて20年度の国保税の増額要因になります。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線144・146

(7) 特定健康診査・特定保健指導のお知らせ

平成20年度から、40歳から74歳までの人を対象とした特定健康診査と特定保健指導がスタートします。医療費の適正化のために、生活習慣病の要因にもなっているメタボリックシンドローム(メタボ)を予防・改善しようとするものです。

1 対象となる人

平成20年4月1日から幸手市国民健康保険に加入している人で、平成21年3月31日に40歳～74歳に達している人
 ※国保以外の人は、加入する医療保険者(サラリーマンとその家族の人は勤務先の健保組合、公務員の人は共済組合など)が契約した医療機関で健診を受けることとなります。詳しくは勤務先にお問い合わせください。
 ※75歳以上の人の健診は9月号の広報紙でお知らせします。

2 特定健康診査(特定健診)とは

メタボの予防・改善に着目した健診(特定健診の内容参照)を行います。
 健診の結果に応じメタボの該当者または予備群の人に「特定保健指導」を行い、生活習慣病の改善を図るための動機付け支援や積極的支援を行います。

▼特定健診の流れ

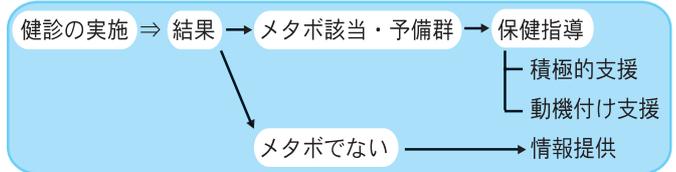
時 期	健診の予約と場所																				
40歳以上 64歳以下 ○実施期間 次のいずれかの時期 ※土曜・日曜日を含む 第1期 6月18日(水) ～23日(月) 第2期 10月3日(金) ～6日(月) ○実施時間 午前7時30分 ～午前11時	●実施方法 集団健診で実施します。 ●案内と予約 ①4月下旬に特定健診の案内を郵送しました。 ②特定健診は予約が必要です。必ず予約をしてください。 ●予約先 健康増進課 ☎(42)8421 ●実施場所 ウェルス幸手(保健福祉総合センター) 案内通知 ⇒ 予約 ⇒ ウェルス幸手で健診 1期(6月)または 2期(10月) ●健診費用(自己負担額) 1,000円(市民税非課税世帯は無料) ●健診結果 ウェルス幸手で結果説明会(予約制)があります。その際に特定保健指導の予約案内を行います。																				
65歳以上 74歳以下 ○実施時期 6月～12月 ※誕生日ごとに受診期間が異なります。	●実施方法 市と契約する医療機関で個別健診で実施します。 ●案内通知と受診券 ①誕生日に応じて特定健診の案内を郵送します。 ②案内に同封する「受診券」に記載された期間内に特定健診を受診してください。 ③受診できる医療機関一覧を案内に同封します。 ④誕生日に応じて、次の表のように案内と健診の時期が異なりますのでご注意ください。 <table border="1"> <tr> <td>誕生日</td> <td>4月～</td> <td>7月～</td> <td>10月～</td> <td>1月～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月生れ</td> <td>9月生れ</td> <td>12月生れ</td> <td>3月生れ</td> </tr> <tr> <td>案内送付</td> <td>6月送付</td> <td>8月送付</td> <td>9月送付</td> <td>10月送付</td> </tr> <tr> <td>健診期間</td> <td>6月～8月</td> <td>8月～10月</td> <td>9月～11月</td> <td>10月～12月</td> </tr> </table> 案内 ⇒ 予約 ⇒ 問診票記入 ⇒ 医療機関で健診 ●健診費用(自己負担額) 1,000円(市民税非課税世帯は無料) ●健診結果 受診した医療機関で説明があります。特定保健指導が必要な人は、後日、市から通知を行います。	誕生日	4月～	7月～	10月～	1月～		6月生れ	9月生れ	12月生れ	3月生れ	案内送付	6月送付	8月送付	9月送付	10月送付	健診期間	6月～8月	8月～10月	9月～11月	10月～12月
誕生日	4月～	7月～	10月～	1月～																	
	6月生れ	9月生れ	12月生れ	3月生れ																	
案内送付	6月送付	8月送付	9月送付	10月送付																	
健診期間	6月～8月	8月～10月	9月～11月	10月～12月																	

▼特定健診の内容

基本的な健診	<ul style="list-style-type: none"> ・質問(服薬歴・喫煙歴・生活習慣など) ・身体計測(身長・体重・BMI・腹囲) ・理学的検査(身体診察) ・血圧測定 ・血液検査(中性脂肪、HDLコレステロール・LDLコレステロール) ・肝機能検査(AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)) ・血糖検査(HbA1c) ・尿検査(尿糖・尿蛋白)
任意の健診(同時実施)	集団健診(40歳～64歳)受診者で希望される人 ・胃がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 800円(別途) ・大腸がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300円(別途) (市民税非課税世帯、重度心身障害者医療受給者は無料) 個別健診(65歳以上)受診者で希望される人 ・結核健診(胸部X線直接撮影)・・・・・・・・ 300円(別途) (市民税非課税世帯は無料)

◎幸手市国民健康保険に加入する65歳から74歳までの人で介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人は、特定健康診査と生活機能評価の同時受診となります。

▼イメージ図



3 特定保健指導とは？

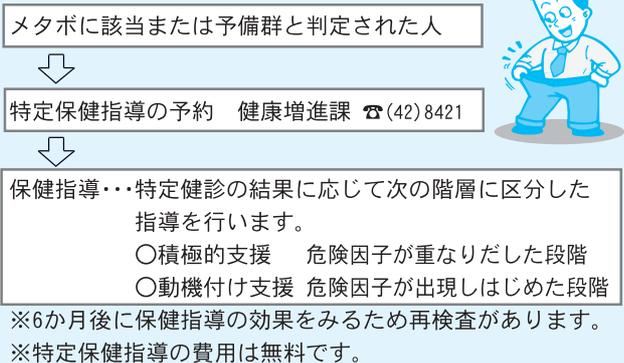
特定健診を受診した人の結果により、特定保健指導の対象者と判定された人にメタボの予防・改善のための保健指導を保健師や管理栄養士とともにを行います。

▼判定基準

◎腹 囲	男性	85 cm以上
	女性	90 cm以上
腹囲の基準に加え、以下の2項目以上が該当(1項目が該当の場合は予備群)		
○血 圧	収 縮 期130mmHg以上または拡張期85mmHg以上	
○脂質異常	中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満	
○高血糖	HbA1c5.2%以上	

※喫煙習慣の有無も判定に関連します。

▼特定保健指導の流れ



4 人間ドッグ・脳ドッグの助成は終了しました

特定健診・特定保健指導の実施に伴い、これまで国保で実施してきた人間ドッグ・脳ドッグの助成制度は終了となりましたので併せてお知らせします。

この特定健診を積極的に受診されますようお願いいたします。

問合せ

- ・特定保健指導に関すること
- ・40歳から64歳までの人の特定健診に関すること
健康増進課 ☎(42)8421・FAX(42)2130
- ・65歳から74歳までの人の特定健診に関すること
保険年金課 ☎(43)1111内線143・FAX(43)1125